

仕様書

- 1 委託役務の名称
令和8年度広島中央エコパーク大気・水質等分析検査業務
- 2 履行場所
東広島市西条町上三永10759番地2
広島中央エコパークほか
- 3 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務の内容
分析項目一覧表のとおり
- 5 試料採取等
 - (1) 試料採取
受注者が、本組合の指示により行うものとする。
 - (2) 試料採取日
実施日については、別途協議のうえ決定するものとする。なお、分析項目一覧表に記載の試料採取月は、変更する場合がある。
 - (3) 関係施設との調整
高効率ごみ発電施設ほか広島中央エコパーク敷地内の施設に関連する場合は、組合の指示により時期、方法について十分調整すること。
- 6 提出物
 - (1) 報告書（計量証明書）
分析後速やかに提出するものとする。なお、報告書の提出時に資料採取及び測定状況の写真を添付すること。
 - (2) 分析結果一覧表
分析項目毎に分析結果を一覧にした表を提出するものとする。なお、提出は分析の都度、PDF 及び Excel 形式によること。
- 7 施設周辺地域のダイオキシン類濃度の分析
別紙1「施設周辺地域のダイオキシン類濃度」により実施するものとする。
- 8 守秘義務
この業務に関して知り得た情報等について、これを他へ使用又は漏洩してはならない。
- 9 その他
この仕様書の記載内容に疑義が生じたとき又は仕様書の変更を必要とするときは、その都度協議して決定するものとする。

施設周辺地域のダイオキシン類濃度

1 調査項目及び検体数

施設周辺地域等において、下表のダイオキシン類濃度を分析する。

調査項目	調査地点	試料採取深度等	検体数
1 土壌			
① 田畑	1km 範囲	0～30cm	2
	2～3km 範囲	0～30cm	2
② 平地又は山地	施設北西側 500m (最大着地濃度地点)	0～5cm	1
	施設南側 800m	0～5cm	1
	施設南 1km	0～5cm	1
	1km 範囲	0～5cm	1
	1～2km 範囲	0～5cm	1
	2～3km 範囲	0～5cm	1
	バックグラウンド	0～5cm	2
2 水質			
① 貯水池	施設中心 4 方向のため池の水	水質	4
	施設中心 4 方向のため池の泥	底質	4
② 井戸	施設近辺の民家の井戸水	飲料水に使用	3
合計			23

※ ダイオキシン類濃度とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDDS）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFS）及びコプラナーポリ塩化ビフェニール（COPCBS）の同族体及び異性体濃度とする。

2 試料採取場所

位置図②参照

3 試料採取及び測定方法

試料採取及び分析方法は、次のマニュアル等に定める方法によるものとする。また別紙2「広島中央エコパーク周辺地域のダイオキシン類(以下、「ダイオキシン」という。))に関する調査上の留意点」を遵守すること。

(1) 土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)

(2) ため池等の水質

「JIS K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」(平成11年9月20日制定、令和2年3月23日改正)

(3) ため池等の底質(泥)

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課)

4 分析結果の評価

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく基準、国内の調査結果事例及び諸外国の基準値等との比較検討を行い評価する。

5 結果に対する考察

ダイオキシン類が検出された場合は、所定の法令に準じた対策案を提示すること。

6 報告書

(1) 提出部数は、A4判で2部とし、別に概要版を20部作成すること。

(2) 結果は、異性体の毒性等価換算値によるものとする。

(3) 添付資料

ア ダイオキシン類分析データ

イ 試料採取時及び分析時の状況写真

ウ 試料分析日時及び分析に用いた機器一覧表

広島中央エコパーク周辺地域のダイオキシン類

(以下、「ダイオキシン」という。)に関する調査上の留意点

- 1 このダイオキシン調査は、広島中央エコパーク高効率ごみ発電施設に起因するダイオキシン汚染の程度を推定することが目的である。
- 2 平成10年度より、発注者が定めた定点において毎年継続的にダイオキシン濃度の測定を実施し、年次変動を観察している。したがって、土壌の採取方法や分析方法の差異による誤差を最小限にとどめる必要があり、あらかじめ定めた方法で調査を実施すること。
- 3 試料の採取方法は、別紙1に定めるマニュアル等によるほか、調査地点の状況を勘案し、次に指定する方法を採用すること。
 - (1) 調査地点は、発注者が指定する地点あるいはその近傍とすること。
 - (2) 土壌試料の採取は、5地点混合方式によること。水試料と底質試料は、発注者が定めた地点において水試料を1点採取し、その直下の底質試料を採取すること。土壌試料、底質試料ともに表層5cmまでの試料を採取すること。ただし農地土壌については表層30cmまでの土壌を採取すること。
 - (3) 土壌試料は、定点及びその周囲四方5m以内の4点から等容積の土壌を採取し、混合して分析に供すること。5点の土壌試料採取地点(定点に位置とそこからの方向と距離)を明記すること。
 - (4) 土壌試料は、A0(Aゼロ)層以下深さ5cmまでの土壌を、ステンレス製採土管を用いて採取すること。表面に堆積している落葉などの由来の明瞭な土壌被覆物は除去し、試料に含めないこと。農用地土壌にあつては、表層30cmまでの土壌を採取すること。
 - (5) 試料採取地点(定点)において深さ30cmまでの土壌断面を観察し、層位ごとの土色(マンセル土色帖を利用)や土性を判断すること(土壌試料分析法による)が望ましい。土壌試料を採取した採土管は直ちにビニールテープなどで密封し、持ち帰った後、容積比重と土壌水分(5点混合試料でよい)を測定すること。あわせて、土壌pH、強熱減量などの土壌の基本特性を把握することが望ましい。
 - (6) 土壌試料の前処理などの調整方法は、別紙1に定める分析方法によること。2mmの目の金属製ふるいで篩別した風乾細土を分析に用いること。この際、風乾土壌試料全体に対する細土部分の重量割合を必ず記録すること。
- 4 調査結果は、単に測定方法と測定結果を示すだけでなく、土壌採取地点の状況、土壌断面の特徴や関連測定項目についても詳細に報告すること。試料採取時の状況写真には、深さ30cmまでの土壌断面が明瞭に撮影されている写真を含めること。